

公安委員会	「犯罪被害給付制度に関する有識者	平成29年4月6日
説明資料No. 1	検討会」の開催について	給与厚生課

1 趣旨

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、犯罪被害給付制度に関する下記4項目について「実態調査や他の公的給付制度に関する調査を1年を目途に行い、これらを踏まえた検討を速やかに行って、必要な施策を実施する」ことが盛り込まれたところ、これまで1年をかけて実施してきた調査の結果を踏まえ、今後、犯罪被害者遺族、民間の犯罪被害者支援団体、法律専門家の知見を踏まえた検討を行うため開催するもの。

- 重傷病給付金の支給対象期間等の在り方
- 犯罪被害者に負担の少ない支給の在り方
- 若年者の給付金の在り方
- 親族間犯罪被害に係る給付金の在り方

2 構成員

(1) 有識者

- 川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 菊池 馨実 早稲田大学法学学術院教授
- 黒澤 正和 (公財)犯罪被害救援基金専務理事
- 橋本 博之 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
- 番 敦子 弁護士
- 渡邊 保 犯罪被害者遺族

(敬称略、五十音順)

(2) 警察庁

- 長官官房審議官(犯罪被害者等施策担当)
- 長官官房給与厚生課長
- 長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室長

3 今後の予定

平成29年4月10日に第1回会議を開催し、その後、数回の検討を踏まえ、提言を取りまとめる。

1 ストーカー事案への対応状況

- 相談等件数は22,737件であり、平成24年以降は高水準で推移。
- 被害者の約9割が女性。被害者と加害者の関係は、配偶者及び交際相手が半数以上である一方で、面識がなかったり、又は不明であるものが約1割。
- 刑法・特別法犯検挙件数は1,919件、ストーカー規制法違反検挙は769件であり、いずれも法施行後最多。罪名別では、ストーカー行為罪による検挙件数の増加が顕著。
- ストーカー規制法に基づく警告は3,562件、同法に基づく禁止命令等は173件であり、いずれも法施行後最多。特に、警告件数は平成24年以降5年連続増加。
- 被害者への防犯指導及び加害者への指導警告件数も増加傾向。
- ストーカー加害者に対する医療等機関への受診に係る働き掛けの件数は293件であり、うち約4割が受診に同意。(※平成28年4月から12月末まで)

2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

- 相談等件数は69,908件であり、平成16年以降13年連続で増加。
- 被害者の85%が女性。被害者と加害者の関係は、婚姻関係が8割、婚姻関係以外（内縁関係及び生活の本拠を共にする交際関係）が2割。
- 刑法・特別法犯検挙件数は8,291件であり、統計を開始した平成15年以降一貫して増加。一方、保護命令違反検挙件数は104件であり、一定数で推移。罪名別では、暴行の検挙件数の増加が顕著。
- 被害者への防犯指導及び加害者への指導警告件数も増加傾向。

3 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律^(※)違反の相談・検挙状況等^{(※平成26年11月施行(一部を除く))}

- 相談等件数は1,063件（前年比-7.0%）と減少。
- 被害者の約9割が女性。被害者と加害者の関係は、交際相手（元交際相手を含む。）が約7割である一方で、ネット関係のみの知人友人が約1割。
- 私事性的画像被害防止法違反の検挙件数は48件（前年比-9.4%）、脅迫、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等、他の刑法・特別法の適用による検挙件数は238件（前年比-4.8%）といずれも減少。

4 今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした加害者の検挙、被害者の保護措置等の組織的な対応の推進
- 改正ストーカー規制法の着実な施行
- 関係機関等と連携した相談窓口の充実、一時避難等の被害者等支援の推進
- 医療等機関を含めた多機関連携による加害者への取組の推進

1 経緯

平成28年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）の附帯決議では、政府に対して、ギャンブル等依存症対策の強化を求めている。これを踏まえ、立ち上げられたギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において、本年3月31日、ギャンブル等依存症対策の現状と課題を明らかにする「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」（以下「論点整理」という。別添資料参照。）が決定された。

2 ギャンブル等依存症の実態把握に係る平成28年度予備調査

国立研究開発法人日本医療研究開発機構によるギャンブル等依存症の実態把握に係る平成28年度予備調査の結果が記載された。調査対象者数は、2,200名であり、回答者数は993名であった。

ギャンブル等依存症が疑われる者 (過去1年以内)	推計値	0.6% (5名/993名)
	(内訳) パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	0.6% (4名/993名)
ギャンブル等依存症が疑われる者(生涯)	推計値	2.7% (26名/993名) (※)
	(内訳) パチンコ・パチスロに最もお金を使った者	1.9% (16名/993名)

(※) 平成25年度全国調査では4.8% (回答者数は4,153名)

3 論点整理におけるぱちんこに関する課題

- (1) リカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充
- (2) 18歳未満の者の営業所への立入禁止の徹底
- (3) 本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及
- (4) 出玉規制の基準等の見直し
- (5) 出玉情報等を容易に監視できる遊技機の開発・導入
- (6) 営業所の管理者の業務として依存症対策を義務付け
- (7) 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置
- (8) ぱちんこ営業所における更なる依存症対策

4 今後の対応

政府は、論点整理を踏まえ、各課題への具体的な対策やその実施方法について更に検討の上、本年夏を目途に取りまとめることとされている。

公安委員会 説明資料No. 4	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題 ・「JKビジネス」問題等に関する 関係府省対策会議における決定について	平成29年4月6日 保 安 課 少 年 課
---------------------------	---	-----------------------------

1 経緯

- (1) 3月14日に男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会が、いわゆるAV出演強要・「JKビジネス」問題に関する調査報告書を公表
- (2) 3月15日に公明党が「AV出演強要問題に対する対策についての中間提言」を官房長官に提出
- (3) (1)及び(2)を受け、3月21日にAV出演強要・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議（議長 内閣府特命担当大臣、局長級）を設置。3月24日の男女共同参画会議を経て、3月31日、同局長級会議がAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する緊急対策を取りまとめ

2 緊急対策の概要

(1) 「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」の新設

平成29年4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」と位置付け、関係府省は相互に連携しつつ、政府一体となって、各種取組を緊急かつ集中的に実施

(2) 具体的な取組（警察庁関係部分）

ア 取締り等の強化

- ・ AV出演強要につながる繁華街等でのスカウト行為に対する一斉指導・警告及び悪質事犯の検挙
- ・ 「JKビジネス」営業が多く見られる大規模な繁華街等における一斉補導や、被害児童の迅速な保護及びカウンセリング等の継続的な支援を実施
- ・ 「JKビジネス」の店舗に対して、関係法令に基づく立入調査を実施
- ・ 東京都において「JKビジネス」営業の規制に関する条例が成立（平成29年3月30日）したことから、その円滑な施行に向けた支援・助言等や、これらの先行的な取組についての周知を実施

イ 被害防止のための教育・啓発の強化

- ・ 被害防止を呼び掛ける街頭キャンペーンやSNSを始めとした各種広報媒体を活用した被害防止のための広報・啓発を実施
- ・ 大学・高校において、入学・進学時等のオリエンテーションの機会等を利用した被害防止教育を実施

ウ 相談体制の充実

- ・ 警察相談専用電話「#9110」、都道府県警察の本部、警察署、交番等の相談窓口で相談を受け付けていることを集中的に周知

(3) 集中月間のフォローアップ

4月の取組の実施状況や相談件数等については速やかにフォローアップを実施

3 今後の対応

フォローアップの結果も踏まえ、5月中旬を目途に、関係府省対策会議において、今後の取組方針を策定する予定

公安委員会 説明資料No. 5	平成28年における「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」の施行状況に関する国会への報告について	平成29年4月6日 公安課
--------------------	--	------------------

1 国会への年次報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、前年中の同法の施行状況について、閣議（法務省との共同閣議請議）を経て、国会に報告するもの（今次報告で18回目）。

※ 平成27年1月、公安審査委員会は、オウム真理教（麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人および同教義に従う者によって構成される団体）に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」という。）の期間を3年間（30年1月末まで）更新する決定を行っている。

2 報告内容

団体規制法に基づく観察処分の実施及び罰則の適用状況のほか、同処分に付された団体の組織及び活動の概況について報告するもの。

平成28年中、警察は、

- 観察処分の実施のため公安調査官が実施した立入検査に際し、関係都道府県警察が立入先周辺の警戒警備
- 公安調査庁の告発を受け、団体規制法違反（立入検査拒否等の罪）で、出家信者ら2名を逮捕するとともに関係施設の搜索を実施した。

3 今後の予定

4月下旬頃（予定） 閣議決定
 国会報告